

条 例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十六号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

第九条の二から第十三条までを次のように改める。

第九条の二から第九条の四まで 削除

（徴収猶予に係る県の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第十条 法第十五条第三項及び第五項に規定する条例で定める方法は、同条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第四項に規定する徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予をする金額又は当該徴収の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる方法とする。

2 知事は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る県の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 知事は、第二項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 知事は、第三項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限

ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならぬ。

(徴収猶予の申請手続等)

第十条の二 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき県の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 納付し、又は納入すべき県の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

三 前号の金額のうち、当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする期間

五 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

六 猶予を受けようとする金額(当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている県の徴収金がある場合はその金額を加算した額。次項において同じ。)が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

七 その他知事が必要と認める事項

2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に關し必要となる書類

3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 県の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 第一項第二号から第七号までに掲げる事項

4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 猶予期間の延長を受けようとする県の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- 二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

三 猶予期間の延長を受けようとする期間

四 第一項第五号から第七号までに掲げる事項

6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。

7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

第十条の三から第十条の七まで 削除

(職権による換価の猶予の手續等)

第十一条 法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項及び第五項に規定する条例で定める方法は、法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予(以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内又は同条第二項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(知事がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の知事が指定する月。第十二条第二項において同じ。)において、当該職権による換価の猶予をする金額又は当該職権による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第十条第二項から第五項までの規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第十条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類

二 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第十二条 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項及び第五

項に規定する条例で定める方法は、法第十五条の六第一項の規定による申請による換価の猶予（以下この項において「申請による換価の猶予」という。）をする期間内又は同条第三項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月において、当該申請による換価の猶予をする金額又は当該申請による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第十条第二項から第五項までの規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 県の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

二 第十条の二第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項

三 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第十五条の六の二第二項及び第二項に規定する条例で定める書類は、第十条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

6 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十条の二第一項第六号及び第七号に掲げる事項

二 第十条の二第五項第一号から第三号までに掲げる事項

三 第四項第三号に掲げる事項

7 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

（担保を徴する必要がある場合）

第十三条 法第十六条第一項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額（当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている県の徴収金がある場合はその金額を加算した額）が百万円以下である場合、猶予期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第二十一条第四項中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

第三十一条第一項第二号及び第三十一条の二の二から第三十一条の四までの規定中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

附則第十一条の二の次に次の一条を加える。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条の三 法附則第十一条第七項本文に規定する条例で定める割合は、五分の一とする。

附則第十八条第一項第三号及び第二十三条第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条の二の次に一条を加える改正規定 公布の日

二 第三十一条第一項第二号及び第三十一条の二の二から第三十一条の四までの

改正規定並びに附則第五項の規定 平成二十九年四月一日

三 附則第十八条第一項第三号及び第二十三条第一項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第十条、第十条の二及び第十三条（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された地方税法等改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第十一条及び第十三条（新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第十二条及び第十三条（新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が

到来する県の徴収金について適用する。

(法人の事業税に関する経過措置)

5 改正後の条例第三十一条第一項第二号及び第三十一条の二の二から第三十一条の四までの規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。